

公立大学法人滋賀県立大学第3期中期目標の策定について

滋賀県立大学は、平成7年4月に開学し、平成18年4月に地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づく公立大学法人となった。

県立大学は、法第25条に基づき知事が策定した中期目標（第1期：平成18年度～23年度 第2期：平成24年度～平成29年度）を達成するため、中期計画や年度計画を策定し、大学法人運営を行っている。

第2期中期目標期間の終了を迎えることから、第2期中期目標期間中の取組状況等を踏まえ、第3期中期目標を県議会の議決を経て策定する。

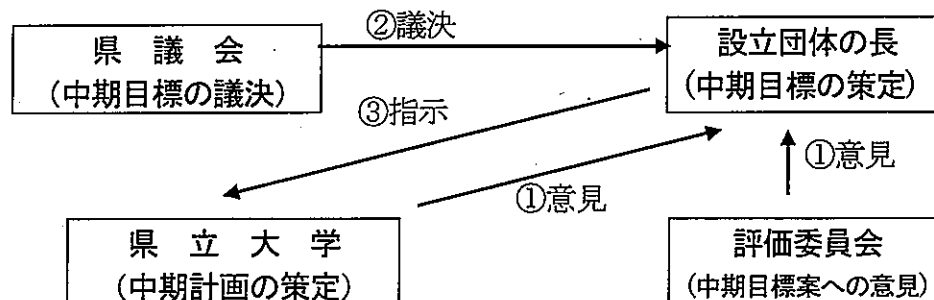
1 中期目標（法第25条、第78条）

(1) 期 間：6年間（平成30年度～35年度）

(2) 定める事項

- ・ 中期目標の期間
- ・ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・ 財務内容の改善に関する事項
- ・ その他業務運営に関する重要事項
- ・ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

2 公立大学法人の中期目標策定の流れ



3 今後の予定

- | | |
|--------|------------------------|
| 6月定例会議 | 常任委員会（策定状況の報告） |
| 8月 | 法人評価委員会（中期目標案に対する意見聴取） |
| 9月定例会議 | 常任委員会（中期目標案について審議） |
| | 県議会（中期目標の議決） |
| | 滋賀県（中期目標の指示→県立大学） |

（参考） 滋賀県公立大学法人評価委員会委員

- 磯田 隆雄（一般社団法人滋賀経済産業協会副会長）
位藤紀美子（前 国立大学法人京都教育大学長）
北野 正雄（国立大学法人京都大学理事・副学長）
古川 幸一（日本流通産業(株) 専務執行役員）
前野 芳子（公認会計士）